

輸出しようとする郵便物に関する通関業務規約

【総則】

第1条 郵便事業株式会社(以下「当社」といいます。)は、本規約により、輸出しようとする郵便物の差出人様(以下「お客様」といいます。)の依頼によって当該郵便物に係る輸出申告及びこれに関連する通関手続の代理又は代行を行なう役務を提供します。

2 本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

3 当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法によりお客様に通知(当社ホームページに掲載する方法を含みます。)することにより、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該予告期間内に、すでに継続して利用いただいているお客様から第12条に基づくお客様による委任の解除が行なわれなるときは、かかる変更につきお客様による同意があったものとみなします。

第2条 本規約により当社が行なう通関手続の範囲は、輸出しようとする郵便物の関税法に基づく輸出申告及びこれに関連する通関手続(以下「輸出申告手続」といいます。)とします。この場合において、減免税手続、ATAカルネを使用した簡易通関手続その他特殊な通関手続及び郵便物の輸出に際して必要とされる法令上の許可、承認、証明書等の取得等の手続は、輸出申告手続に含まないものとします。

第3条 お客様は、本規約により当社が行なう輸出申告手続の代理又は代行を行なう役務(以下「輸出通関業務」といいます。)を利用しようとするときは、原則として、郵便物の差出しの都度、当社所定の通関委任状を提出していただきます。この場合において、お客様は、当社に対し、次の権限を委任していただきます。

- (1) 通関業法第2条第1号に規定する通関業務に関すること
- (2) 通関業法第7条に規定する関連業務に関すること

【通関関係書類の記載・提出・内容品の確認】

第4条 お客様は、税関告知書CN22又は税関告知書CN23(国際小包郵便物の場合は国際小包ラベル、国際スピード郵便物の場合は国際スピード郵便ラベル。以下「税関告知書等」といいます。)及びインボイスに輸出しようとする郵便物の内容品のすべてについて、品名、数量、正味重量、総重量、価格、価格決定に関係がある契約の条件(FOB、CIF等の条件を明示。インボイスに限ります。)等、輸出申告手続の適正かつ迅速な実施のため必要なすべての情報を正確かつ漏れのないように記載するものとします。

第5条 輸出しようとする郵便物の内容品が法令上の許可、承認、証明書等を要するものである場合には、郵便物の差出し前にお客様においてそれを取得し、当社に提出するものとします。

第6条 同じ日に同一のお客様から同一の名あて先に同一の費用負担条件で複数の郵便物を差し出す場合は、お客様において一件のインボイスに取りまとめるものとします。この場合、郵便物には複数個口番号を表示していただきます。

第7条 輸出申告手続の適正かつ迅速な実施のため、当社からお客様に内容品の詳細を照会し、又は内容品説明資料、該非判定書(パラメーターシート)その他の輸出申告手続に必要な書類の提出を要請する場合があります。

2 前項の照会又は要請があった場合は、お客様においては輸出の当事者として、責任ある回答をし、又は輸出申告手続に必要な書類を遅滞なく提出するものとします。

第8条 輸出申告手続のため、輸出しようとする郵便物(信書を除きます。)の内容品の点検が必要な場合は、当社より税関に対して当該郵便物の開披・検査を求める場合があります。ただし、開披検査が行われた場合でも、当該郵便物が、郵便に関する条約並びに発源地、経由地及び名あて地とされる国の法令に違反しないことを保証するものではありません。

【輸出許可書】

第9条 輸出許可書は、お客様に送付します。

2 お客様は、輸出許可の日の翌日から起算して3年間に限り、当社に対し輸出許可書の写しの送付を請求することができます。

【委任の解除】

第10条 通関委任状により当社に委任したにもかかわらず、輸出申告手続の途中において輸出しようとする郵便物の内容品の合計価格が20万円以下である等の理由により、輸出申告が不要となった場合は、当社は、委任を解除することがあるものとします。委任を解除した場合、当社は、お客様にその旨を通知します。

第11条 当社がお客様に照会・要請したにもかかわらず、お客様から輸出申告手続のための適切な回答又は必要な通関関係書類の提出がされない場合、又は当社による輸出申告手続の適正かつ迅速な実施が困難と判断される場合には、委任は直ちに解除されるものとします。委任を解除した場合、当社はお客様にその旨を通知します。

第12条 お客様の都合により委任を解除しようとする場合は、当社通関交換支店通関担当まで連絡するものとし、税関への輸出申告書の提出前である場合に限り、当社は委任の解除に応じるものとします。

第13条 委任が解除されたときは、輸出申告が不要な郵便物として税関により簡易な通関手続が行なわれた場合又はお客様若しくはその代理の通関業者が通関手続をして輸出許可された場合を除き、当該郵便物は、当社国際郵便約款に定めるところにより、外国あて郵便物として差し出すことはできないものとして返送等されることを承知したものとします。

【輸出通関業務の料金】

第14条 委任に係る料金は無料とします。

第15条 お客様ご自身が行なう通関手続に係る費用(他法令の許可又は承認等の取得手続に係る費用、証明書発行費等)は、お客様に直接負担していただくものとします。

【責任】

第16条 通関関係書類の不備、誤記又は虚偽の記載、当社からの照会への不適切な回答又は遅延その他お客様の責めに帰すべき事由がある場合には、輸出の不許可、送達の遅延その他お客様に不利益・損害が生じる場合であっても、当社は一切の責任を免れるものとします。

2 前項のお客様の責めに帰すべき事由により輸出申告手続に関して当社に損害が生じた場合には、損害賠償請求をさせていただくことがあります。

第17条 第10条から第13条の規定に基づき委任を解除した場合には、輸出申告手続に関してお客様に生じる不利益・損害について、当社は一切の責任を免れるものとします。

第18条 輸出申告手続に係る郵便物に関する責任は、本規約に定める事項を除き、当社国際郵便約款に規定する責任の範囲に限定されるものとします。